



令和3年11月30日

新城市会議長

氏名 浅尾洋平

(会派にあつては、名称及び代表者氏名)

令和3年度政務活動費収支報告について

新城市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり
令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

令和 8 年度政務活動費収支報告書

氏名 浅尾 洋平
(会派にあつては、名称及び代表者氏名)

1 収 入

政務活動費 100000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
研 修 費		
広 報 費	90,196 円	広報紙の発行(議会報告)
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費	6,125 円	コピー代
資 料 購 入 費		
合 計	96,321 円	

3 残 額

3,679 円

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。
2 領収書又はこれに準ずる書類を添付する。

領収書類貼付用紙

広報

費

領 収 証

令和 3年 10月 12日

浅尾洋平 様

金 額									
									¥ 13,464

但し 折込料 12,040 折込枚数 4,300枚
 消費税 1,204 折込日 10/15

上記金額正に領収いたしました。 種 類

作手配送料 220 円 松井新 会社

現金	
小切手	

代表取締役 徳

愛知 12-1
 TEL 2145
 FAX 4167

50,000円
以上
収入印紙

扱者印

領 収 証

令和 3年 10月 12日

浅尾洋平 様

金 額									
									¥ 5,852

但し 折込料 5,320 折込枚数 1,900枚
 消費税 532 折込日 10/12

上記金額正に領収いたしました。 種 類

松井新 会社

現金	
小切手	

代表取締役 徳

愛知 12-1
 TEL 145
 FAX 167

50,000円
以上
収入印紙

扱者印

(注) 領収書又はこれに準ずる書類を重ねないように貼付する。

領収書類貼付用紙

広報

費

領収証

浅尾洋平 様 No. _____

金額									
			7	12	936				

内訳

現金 1176⁰

小切手 /

手形 /

消費税額等(10%) 1176

但 10/15 22折込 4,200枚

2013年10月12日 上記正に領収いたしました

中日新聞新城東支店
(有)坂部新聞
〒441-1373 新城市字西新
TEL (0536) 22-1144

取入
印紙
係印

コクヨ ウケ-390

領収証

浅尾洋平 様 No. 71-34

2013年10月12日

金額									
			16	94					

但 550枚 10/15
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額	消費税額等
10%(税込・税抜)金額	消費税額等
15401	154

現金・カード・()

愛知県新城市作手高里
字郷ノ根30番地1
新聞屋
齋藤勝
〒441-1423 電話0536-37-
登録番号

HISAGO #778

(注) 領収書又はこれに準ずる書類を重ねないように貼付する。

領収書類貼付用紙

広報 費

領 収 証

浅尾洋平

様

令和 3 年 10 月 12 日

税込金額

¥1540

収入

印紙

但し、10月15日チラシ折込料 500 枚 ¥

消費税は ¥ です。

上記正に領収いたしました。

大海新聞販売所
鎌倉新聞

鎌倉元

愛知県新城市大海字中貝津21番地の3
電話(0536)25-0055

(注) 領収書又はこれに準ずる書類を重ねないように貼付する。

領収書

2021年09月30日

浅尾洋平 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパッ
〒617-0003
京都府向日市森本町野田
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 54,710円 (税込) 納品期日 9営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC27467459	品名：議会報告14号・全戸配布版 B4 / 両面4色 / コート90 / 15,000部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	54,710	54,710
合 計				54,710

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

浅尾洋平の議会報告

コロナから新城市民の命と暮らしを守れ！

豊橋・豊川で「医療ひっ迫」、市は独自対策を急いで



浅尾洋平議員は9月7日の市議会一般質問で、①新型コロナウイルス感染症の対策、②市民病院の充実、③給食共同調理場の建設問題と小中学校の自校方式を守る、④黒田地内の悪臭対策、⑤千郷中こども園の建て替え問題を取り上げました。ハイライトを紹介します。

決算認定は、穂積市政のムダ使い事業を指摘し、反対しました。

問 抗体カクテル療法は？

答 新城市民病院で行える

豊橋と豊川市民病院では一般病床をコロナ病床に転換し、医療ひっ迫。新城市民病院でもコロナ病床を増やし、抗体カクテル療法を行います。

問 市民病院の常勤の専門医師を増やして！

答 皮膚科・整形・泌尿器の常勤医師がいない

浅尾議員は「市は、具に常勤専門医を市民病院に派遣するよう」要望。

問 千郷中こども園の建て

替えは現在地で行え！

答 稲木案と比較検討する

多くの保護者が「現在地」を望んでいる市アンケート結果と稲木案が合も反社会的勢力の土地問題を指摘。

問 給食共同調理場の基本設計の入札金額を決める見積書はあるか？

答 紛失か破棄したと思う

市は、参考見積書の紛失・破棄は公文書管理違反として担当者の処分を検討、とも答弁（決算委員会）。

浅尾議員は、市内17校の給食室（自校方式）を守るため、老朽化した給食室の改修・調理器具の更新、給食調理員の時給（942円）アップを最優先するべきだと追及。給食室を守ることは、災害対策・地産地消・食育にもつながります。

問 市条例にそって業者に悪臭後の指導したか？

答 住民説明会には到らず

産廃処理施設に出入りするトラックの悪臭も深刻。市は、残さ物を載せた荷台の状況を調査していません。



市は、無駄な事業の説明責任を果たせ！

高速バス・養鶏場の土地購入・25億円の給食共同調理場

浅尾議員は、令和2年度決算について、主に3点の理由で反対しました。

1つは、高速バス運行事業3400万円。乗客数は、令和2年度の目標値4万5千人に対して実績値7300人で、バス1台あたり4人です。この事業を今後10年も続けると単純計算で3億円をこえます。浅尾議員は「キッパリ中止を」と訴えました。



2つ目は、新東名のインター周辺整備事業の2億2千万円です。この事業は、市民団体が、穂積市長に約2億円を賠償するように求めた訴訟の対象です。市民団体は、市が、鈴木養鶏場の土地を「通常の8倍」「不当に高く」買ったのではないかと主張。総額4億7千万円にのぼる支出です。

浅尾議員は、養鶏場の土壌汚染を考慮に入れて「市は、慎重に、土地鑑定を行うべきだ」と訴えてきました。さらに「利用目的がはっきり決まっていないのに、約5億円もの支出は認められない」と追及してきたものです。

3つ目は、学校共同調理場建設事業の決算額5842万円。今議会でも問題となった「基本設計委託費」が含まれます。市が、敷地境界確定業務を怠った点、参考見積書の紛失・破棄のおそれが明らかになるなど、総額25億円をこえる公共事業を進める以前の問題で、市民の信頼性を損なうものでした。浅尾議員は「不要不急の大型公共事業費を中止し、コロナ対策に全力をあげるべきだ」とのべて反対しました。

問われる市議の政務活動費の使い方、令和2年度の決算でも返還議員が判明

※問責決議とは、議員の責任を問う議会の意志表明のことです。以上決議する。」

【問責決議原文】
令和元年6月28日付けで、村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平の6名の議員に対して、新城市議会政務活動費返還請求住民訴訟が提起された。
この6名の議員は正当性を主張すると明言し、個人だにもかかわらず、正当性は主張することもできず、原告及び議会への説明さえなく、令和2年3月30日、訴訟の目的である政務活動費13,000円を各々返還したこと、さらに87万4千余りの裁判費用も市民の税金を支出させたことは、総合的に見て非常に残念な対応であり結果である。市民への信頼回復は急務である。
よって、新城市議会としては信頼の維持と秩序の保持を求め、議会の責任において、ここに村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平の6名の議員に対し問責する事を表明する。」

提出者／山田辰也 澤田憲子
対象者／村田康助 中西宏彰 下江洋行 山崎祐一 柴田賢治郎 竹下修平

会期延長された6月定例会最終日にて、6名の議員に対して、平成29年度新城市議会政務活動費に關し2名の議員から問責決議案が提出されました。
対象者6名（1名は欠席）が除斥され、賛成多数で可決されました。

村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平の6名の議員に対する問責決議

市民団体が、市議の政務活動費の使い方をチェックし、税金の不正な支出を裁判で問うたことで、市議会は問責決議を可決する事態となりました（左図）。令和2年度決算では、市議4名が一度使ったはずの政活費を返還している事実が判明しました。

長田議員3万9810円
下江議員3万3330円
中西議員3万2890円
柴田議員3万2890円

計13万8920円が市財政の収入として戻されています。